

公益的法人等への大田市職員の派遣等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年4月1日

大田市長 **楫野弘和**

大田市規則第29号

公益的法人等への大田市職員の派遣等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

公益的法人等への大田市職員の派遣等に関する条例施行規則（平成27年大田市規則第7号）の一部を次のように改正する。

第2条中「、一般財団法人地域活性化センター及び職業訓練法人島根中央能力開発振興協会」を「及び一般財団法人地域活性化センター」に改め、同条に次の1項を加える。

2 条例第2条第1項第2号に規定する規則で定める法人は、職業訓練法人島根中央能力開発振興協会及び社会福祉法人大田市社会福祉協議会とする。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。